

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成27年10月28日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	8件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	5件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500300 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500151 号

## 第 1 結論

請求者のA社における平成 17 年 7 月 8 日の標準賞与額を 60 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 17 年 7 月 8 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 7 月 8 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

日本年金機構からの連絡により、平成 17 年 7 月 8 日支払いの賞与記録が漏れていることが判明した。添付した預金通帳のとおり、賞与の支払いを受けており、社会保険料の控除がされているため、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社の後継会社である B 社から提出された賃金台帳及び請求者から提出された預金通帳の写しによると、請求者は、請求期間について、賞与 (60 万 4,000 円) を支給され、当該賞与額に基づく厚生年金保険料 (4 万 2,080 円) を、事業主により、当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社は請求期間に係る賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについて不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500241 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500031 号

## 第 1 結論

昭和 49 年 10 月から昭和 51 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 23 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 49 年 10 月から昭和 51 年 9 月まで

私は、昭和 51 年 10 月の婚姻前後の時期に何かの用事で市役所へ行った際、窓口の女性から「国民年金の保険料を納めないと、とんでもないことになる。」と納付を強く勧められた。その後、自宅に 1 枚の用紙に 2 万 3,000 円ぐらいの金額が記載されたものが送られてきたが、保険料を納付していなかった約 5 年間の保険料にしては安いと思ひ、当時は経済的にも余裕があったので、すぐに遡って保険料を納付した。

数年前、国民年金については 2 年分しか遡って保険料を納付できないことを知り、当時、安いと思った理由はこのためであることが分かりそれは納得したが、年金記録では、私が遡って納付した保険料の分の記録がないので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

国民年金被保険者台帳管理手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 10 月頃に払い出されており、請求者の加入手続は、この頃に行われ、その際に昭和 47 年 4 月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる（後に厚生年金保険に係る記録整備のため、昭和 47 年 7 月の資格喪失、昭和 48 年 3 月の資格取得を追加する事務処理が行われている。）。このため、請求者は、加入手続後において、請求期間の保険料を現年度保険料又は過年度保険料として納付する方法を併用して納付することが可能であった。

また、請求者は、請求期間後の国民年金加入期間において保険料を現年度保険料として遅れることなく全て納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれるほか、請求者は、請求期間の保険料納付に至った契機について、昭和 51 年 10 月の婚姻前後に市役所職員から保険料を納付するように勧められたと鮮明に記憶しており、この時期は上述の加入手続時期とも一致している。

しかしながら、請求者は、当時、納付していなかった5年間ぐらいの保険料を納付したつもりでいた旨の陳述をしているため、納付したとする保険料の具体的な納付対象期間の記憶は明確ではなく、詳細は不明である。

また、請求者は、保険料の納付場所についても、昔のことなので、どこで納付したかまでは思い出せない旨の陳述をしていることから、請求者が、請求期間の保険料を納付していたと推認する事情を見いだすことができない。

さらに、請求者は、自宅に1枚の用紙に2万3,000円ぐらいの金額が記載されたものが送られてきたと陳述しているところ、請求者が主張する2年分の請求期間の保険料を納付するには、市町村が収納する現年度保険料として納付する方法及び社会保険事務所（当時）が収納する過年度保険料として納付する方法を併用して納付する必要がある。日本年金機構によると、これら保険料については、収納先が異なるため、納付金額を合算して記載することはない旨の回答をしていることから、請求者が請求期間の保険料を納付したと推認することはできない。

加えて、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金被保険者カードのいずれにおいても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付されていた形跡が確認できないほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、請求者に対し、前述の国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500254号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500032号

## 第1 結論

昭和46年7月から昭和52年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年7月から昭和52年11月まで

私は、昭和46年7月に会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行った記憶がある。昭和46年8月から別の会社に再就職したが、この会社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。しかし、私の年金記録では、昭和52年12月に国民年金に任意加入したとされている。請求期間の保険料の納付方法、納付金額については具体的に記憶していないが、請求期間の保険料を納付したと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、国民年金加入期間において保険料の未納はなく、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、昭和46年7月に会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行ったと陳述しているが、請求期間の保険料の納付方法、納付金額についての具体的な記憶はないとしており、保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、手帳番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和52年12月にA市へ払い出されており、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者はこの頃に初めて国民年金の加入手続を行ったものとみられる。このことは、i) 国民年金受付処理簿及びA市の国民年金被保険者名簿(検認票)によると、請求者は、昭和52年12月16日に任意加入被保険者として被保険者資格を取得していること、ii) オンライン記録によると、請求者の国民年金加入手続時期において、夫は厚生年金保険被保険者であり、請求者は任意加入対象者に該当していたこと、iii) 請求者が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄及び「国民年金の記録(1)被保険者となった日」欄が昭和52年12月16日、「被保険者の種別」欄が「任」とされていることとも符合する。このため、請求者は請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間の保険料を納付することは

できなかったものとみられる。

さらに、国民年金被保険者台帳及び請求者が20歳到達以降継続して居住しているA市の請求者に係る国民年金被保険者名簿（検認票）のいずれにおいても、オンライン記録と同様、請求者が請求期間の保険料を納付していた形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500249 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500033 号

## 第 1 結論

平成 3 年\*月から同年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 46 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 3 年\*月から同年 9 月まで

私は、20 歳になった頃に国民年金に関して何らかの連絡があり、A 市役所へ行き、加入手続を行ったと思う。その後、自宅に年金手帳又は納付書が送られてきたので、同市役所で保険料を納付した記憶がある。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、20 歳になった頃に国民年金に関する何らかの連絡があったとしているところ、請求者が居住している A 市によると、当時、加入勧奨ハガキ（往復）を対象者に郵送していた旨の回答をしており、請求者が記憶する何らかの連絡とは、当該加入勧奨のことを指している可能性がうかがえる上、請求期間は短期間である。

しかしながら、請求者は、市役所で加入手続後、保険料を納付したとしているものの、加入手続については、具体的に手続き時に何をしたのかまでは覚えていないとしており、保険料の納付についても、納付時期、納付金額、納付回数については覚えていないとしていることから、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）は、平成 9 年 1 月時点で加入していた厚生年金保険に係る記号番号において付番されていることが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらない。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、請求者は、自宅に年金手帳又は納付書が送付されてきた覚えがあるとしているものの、上述のとおり、請求期間において国民年金に未加入である請求者に対し、当時、国民年金に関する年金手帳及び納付書が作成されていたとは推認し難いほか、A市によると、同市に保管されている国民年金被保険者新規加入受付処理簿兼年金手帳記号番号払出設定簿（報告書）において、請求者が国民年金に加入していた形跡は見当たらない旨の回答をしている。

加えて、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500286号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500149号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和26年4月1日から昭和29年4月1日まで  
私は、請求期間についてA社(現在は、B社)に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者より提出された写真及び同僚の証言から、期間は特定できないものの、請求者がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記写真で確認できる同僚の中には、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が複数名みられ、そのうちの一人は、入社後、厚生年金保険に加入していないことを知り、営業所長に加入手続きを催促した記憶がある旨の回答をしていることから、請求期間当時、同社では、必ずしも従業員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたわけではない状況が認められる。

また、A社C営業所において給与計算及び社会保険事務を行っていたとする営業所長はすでに死亡しており、請求期間当時における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、B社は、請求期間当時における人事記録等の資料はない旨の回答をしていることから、請求者のA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500273 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500150 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 32 年 6 月から昭和 33 年 12 月まで

私は請求期間に A 社に勤務していたにもかかわらず同社での厚生年金保険の記録がない。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者から提出された日記帳、雑記帳及び回顧録等 (以下「資料等」という。) により、請求期間のうち、少なくとも昭和 32 年 6 月 4 日から昭和 33 年 11 月 4 日までの期間について A 社に勤務していたことが推認できる。

また、請求者は会社名及び支払い年は記載されていないものの、上記資料等から昭和 32 年 6 月に A 社から支給されたものと考えられる給与明細書を提出しており、当該明細書からは厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、事業所台帳によれば、A 社は請求期間に厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、請求者の陳述及び上記資料等から推認できる A 社の従業員数は請求者を含めて 3 人であることから、同社は、従業員数が常時 5 人以上とされる当時の厚生年金保険の強制適用事業所となる要件を満たしていなかったことがうかがえる。

さらに、商業登記簿謄本によれば、A 社は昭和 49 年 10 月 1 日に解散している上、事業主及び請求者が記憶する同僚の連絡先が特定できないため、請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、請求の事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は請求期間の一部において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められるものの、請求期間は厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者期間であったものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500290号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500152号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和53年6月1日から昭和61年8月21日まで

昭和49年12月にA社グループの店舗に開店と同時に入社したが、同店は、当初、社長の個人事業で、従業員は誰も社会保険に加入していなかった。

昭和53年5月頃、私は会社の野球チームの試合中に足を骨折し入院した。入院当初はまだ社会保険に加入しておらず、会社が急いで健康保険証を作り保険適用になった。請求期間の預金通帳と給与明細書及び賞与明細書各1通を提出するので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

同僚の陳述により、期間は特定できないものの、請求者がA社グループ内の店舗に勤務していたことは認められる。

しかし、請求者には、請求期間において、雇用保険の被保険者記録がないことが確認できる。

また、A社は、請求期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、B社に照会したところ、請求者に係る当時の資料はなく、厚生年金保険料の控除についても不明と回答している。

さらに、請求者が記憶する複数の同僚の中には、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者がいる上、全員が加入していたわけではない旨の陳述をしている同僚もいることから、請求期間当時、A社グループでは、全員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたとは限らないことがうかがわれる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500259号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500153号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年3月1日から平成26年4月1日まで

A社での厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額は、本来、報酬に含まれるべきB手当及びC手当を控除して算定されているため、実際に支給されていた給料支払明細書の額よりも低く記録されているので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

また、年金額に反映しないとしても事実即した標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社の給料支払明細書の支給額と厚生年金保険の標準報酬月額が相違しており、その差の原因であるB手当及びD手当から控除されたC手当について、標準報酬月額の算定の基礎として含めるべきであると主張している。

しかしながら、A社は、給料支払明細書の支給額に含まれているB手当は報酬ではなく、D手当はC手当を控除する前の額を記載しているがC手当を控除した額が報酬となる旨の回答及び陳述をしている。

また、A社を管轄する年金事務所は、既に平成26年5月20日に同社に対し総合調査を実施し、B手当は実費弁償的なものであると判断している上、D手当からC手当が控除されていることについて、請求者から提出された給与支給にかかる解説書によると、「D手当は、会社の指示以外に高速道路を使用しなければ\*円を支給する。ただし、会社の指示しない高速道路の使用は本人の負担とし\*円から引いて当月のD手当とする。」とあり、そのような取扱いで届出がされていることを確認した旨の回答をしている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる（未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間に限る）。

したがって、請求期間のうち、平成21年3月1日から平成25年5月1日までの期間（本件請求日において、保険料徴収権が時効によって消滅している期間）について、請求者から提出

された当該期間に係る給料支払明細書及びA社から提出された当該期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらず、記録の訂正は認められない。

また、請求期間のうち、平成25年5月1日から平成26年4月1日までの期間（本件請求日において、保険料徴収権が時効によって消滅していない期間）について、A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる平成24年4月から同年6月まで及び平成25年4月から同年6月までの各月の支給額からB手当を控除した額は、年金事務所から提出された平成24年及び平成25年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下、「算定基礎届」という。）に記載された報酬月額と一致している。

さらに、上記平成24年及び平成25年の算定基礎届により決定された平成24年9月及び平成25年9月の標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、オンライン記録に請求者の標準報酬月額が遡って訂正されたなど不自然な点は見当たらないことから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を訂正することは認められない。

また、請求者は請求期間の標準報酬月額について、年金額に反映しないとしても事実在即した標準報酬月額の訂正を求めているところ、報酬月額の範囲についての判断は前述のとおりである上、年金事務所から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、健康保険厚生年金保険被保険者月額変更届及び算定基礎届に記載された報酬月額に基づき決定された標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額を厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額に訂正することは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500260号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500154号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年1月1日から平成26年8月31日まで

A社での厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額は、本来、報酬に含まれるべきB手当及びC手当を控除して算定されているため、実際に支給されていた給料支払明細書の額よりも低く記録されているので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

また、年金額に反映しないとしても事実即した標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社の給料支払明細書の支給額と厚生年金保険の標準報酬月額が相違しており、その差の原因であるB手当及びD手当から控除されたC手当について、標準報酬月額の算定の基礎として含めるべきであると主張している。

しかしながら、A社は、給料支払明細書の支給額に含まれているB手当は報酬ではなく、D手当はC手当を控除する前の額を記載しているがC手当を控除した額が報酬となる旨の回答及び陳述をしている。

また、A社を管轄する年金事務所は、既に平成26年5月20日に同社に対し総合調査を実施し、B手当は実費弁償的なものであると判断している上、D手当からC手当が控除されていることについて、請求者から提出された給与支給にかかる解説書によると、「D手当は、会社の指示以外に高速道路を使用しなければ\*円を支給する。ただし、会社の指示しない高速道路の使用は本人の負担とし\*円から引いて当月のD手当とする。」とあり、そのような取扱いで届出がされていることを確認した旨の回答をしている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる（未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間に限る）。

したがって、請求期間のうち、平成24年1月1日から平成25年5月1日までの期間（本件請求日において、保険料徴収権が時効によって消滅している期間）について、請求者から提出

された当該期間に係る給料支払明細書及びA社から提出された当該期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらず、記録の訂正は認められない。

また、請求期間のうち、平成25年5月1日から平成26年8月31日までの期間（本件請求日において、保険料徴収権が時効によって消滅していない期間）について、A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる平成24年4月から同年6月まで及び平成25年4月から同年6月までの各月の支給額からB手当を控除した額は、年金事務所から提出された平成24年及び平成25年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下、「算定基礎届」という。）に記載された報酬月額と一致している。

さらに、上記平成24年及び平成25年の算定基礎届により決定された平成24年9月及び平成25年9月の標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、オンライン記録に請求者の標準報酬月額が遡って訂正されたなど不自然な点は見当たらないことから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を訂正することは認められない。

また、請求者は請求期間の標準報酬月額について、年金額に反映しないとしても事実在即した標準報酬月額の訂正を求めているところ、報酬月額の範囲についての判断は前述のとおりである上、年金事務所から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び算定基礎届に記載された報酬月額に基づき決定された標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額を厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額に訂正することは認められない。